

令和7年(2025年)1月11日
観光スポーツ文化部観光施設課

下関市立しものせき水族館に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市立しものせき水族館に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、令和7年第4回定期例会の議会の議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定することになります。

記

1 施設の概要

名 称 下関市立しものせき水族館
所在地 下関市あるかぼーと6番1号

2 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）に対して下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、ここにおいて、申込可能団体（以下「申込者」という）から提出された事業計画書、収支計画書、申込者の経営状況を説明する資料等及び申込者のプレゼンテーション及びヒアリング等による総合的な審議がなされ、申込者についての意見の答申を受けました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 指定管理候補者

名 称 公益財団法人下関海洋科学アカデミー
所 在 地 下関市あるかぼーと6番1号

5 選定までの経緯

令和7年 9月 2日 • 非公募により申込者に対し、申込書の提出を依頼
• 申込受付を開始
令和7年 9月 26日 • 申込者より申込書を受領
• 申込受付を終了

令和7年10月30日 • 下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、
下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）を開催

・審査結果の答申

令和7年11月11日　　・下関市が指定管理候補者を選定

6 申込の資格

次のいずれにも該当していること。

- (1) 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (7) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
- (8) 水族館の管理運営に不可欠な資格等を有していること。

7 申込状況

申込者 1団体 公益財団法人下関海洋科学アカデミー

8 選定結果

(1) 選定委員会の審査結果

公益財団法人下関海洋科学アカデミー

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	90	72	88	71	77
合計点	398				
平均点	79.6				

(2) 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する団体を選定することとした。なお、最低制限基準は、60点以上とした。

①過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。

②採点の平均が最低制限基準以上である。

※選定基準は、別添1 指定管理候補者選定(審査)の基準・着眼点のとおり

(3) 選定委員会での主な意見

- ・利用料金制導入のメリット等について
- ・広報宣伝について
- ・近隣施設との連携について
- ・ＩＣＴを活用した業務効率化について 等

※詳細は、別添2 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）議事録（要点）のとおり

(4) 議事録（要点）
※注：「(1) 選定委員会の審査結果」中のA～E委員は、議事録中の
A～E委員とそれぞれ同一の委員ではありません。»

※別添2 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）議事録（要点）のとおり

(5) 選定の主な理由

- (ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号項各号の
選定基準を満たしているため。
- (イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）における審査の結果、指定管理候補
者として適当であるとの答申があったため。

(6) 選定された団体の提案内容

※別添3 提案概要のとおり

9 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）の委員（5人）

役割	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	菅 正史	公立大学法人下関市立大学 経済学部 教授	委員長
経営・財務に関する有識者	祖山 久美	一般社団法人山口県中小企業 診断士協会 会員	
観光に関する有識者	田中 富士子	一般社団法人下関観光コンペ ンション協会 事務局長	
管理運営に関する有識者	門田 重雄	下関市教育委員会教育部 部長	
管理運営に関する有識者	植田 穎俊	下関市観光スポーツ文化部 部次長	

10 提案額

5年間の指定管理料の平均額 20,939,200円

5年間の指定管理料の合計額 104,696,000円

以上